

建築士事務所に係る手続きについて お知らせ！！

(1)令和7年4月からオンライン申請が可能になります。

※建築士事務所に係る手続き：新規登録・更新登録・変更届出・廃業届出・業務報告書

●利用者登録（無料）で、申請・届出・報告が可能！

URL <https://www.icba-kenjitouroku.jp/login>

スマホの方はこちらから →



●操作説明書は以下よりご覧ください。

〈新規〉〈更新・変更・廃業〉：宮崎県建築士事務所協会 HP

<https://www.m-kjk.com/pages/62/>

〈業務報告書〉：宮崎県 HP

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kense/koho/kense-faq/qa_page/15-q33.html

(2)建築士事務所登録申請手数料の改正について

令和7年4月1日より、登録申請手数料が改正されます。

○一級建築士事務所「新規申請・更新申請」：17,000円 → 22,000円

○二級及び木造建築士事務所「新規申請・更新申請」：12,000円 → 20,000円



●問い合わせ先

宮崎県県土整備部 建築住宅課宅地審査担当

電話番号：0985-24-2944

Q & A



Q1 従来の窓口等の受付はなくなりますか？

A1 これまでどおり窓口等(書面)での受付も可能です。

Q2 オンライン申請の場合、事務所登録手数料はどのように支払えば良いですか？

A2 (一社)宮崎県建築士事務所協会が指定する口座へのお振り込みをお願いいたします。
詳細は(一社)宮崎県建築士事務所協会のHPをご覧ください。



設計等の業務に関する報告について

△ 注意のお願い △

設計等の業務に関する報告書は、建築士法第23条の9の規定により一般の閲覧に供しなければならない、とされています。

個人・法人情報保護のために、**記載事項ではない不要な情報の削除及び押印の廃止**をお願いいたします。

閲覧に係る書類であることを留意した上で、ご提出をお願いいたします。

不要な情報 例) ・押印

- ・開設者及び所属建築士(管理建築士を含む)以外の職員等の氏名
- ・事務所の登録している電話番号以外の電話番号 など

報告書の様式は、宮崎県HPに掲載されているもの(第六号の二書式)をご使用ください！